

「ご存知ですか？」

国民年金制度と届出が必要なとき

国民年金は、日本国内に住所がある20歳以上60歳未満のすべての人が加入する制度です。届け出を忘れると、将来受け取る老齢基礎年金の年金額が少なくなったり、受けられなくなる場合があります。また、不意の事故や病気で障がいが残ったり、亡くなられたときには、障害基礎年金や遺族基礎年金が支給されなくなるおそれがあります。



次のようなときは、市役所への届け出が必要です。届け出を忘れずに行い、あなたの大切な年金の権利を守ってください。

○20歳になったとき

厚生年金や共済組合に加入していない人が20歳になったときは、第1号被保険者になりますので、「国民年金被保険者資格取得届」を提出します。

○会社を退職したとき

会社などに勤め厚生年金や共済組合に加入している人は、第2号被保険者になっています。60歳になる前に退職したときは、第1号被保険者になりますので、「国民年金被保険者種別変更届」を提出します。

○被扶養配偶者の収入が増えたとき

会社などに勤め厚生年金や共済組合に加入している人の被扶養配偶者（20歳以上60歳未満の人に限り）は、第3号被保険者になっています。

パート収入などが130万円以上になったときは、第1号被保険者になりますので、「国民年金被保険者種別変更届」を提出します。

○被扶養配偶者の配偶者が退職したとき

配偶者が退職して厚生年金や共済組合の加入者でなくなると、第3号被保険者だった人は第1号被保険者になりますので、「国民年金被保険者種別変更届」を提出します。

○国民年金に加入するとき、加入者の種別が変わるとき

事項	国民年金の種別
20歳になったとき	年金未加入 第1号被保険者
会社を退職したとき	第2号被保険者 第1号被保険者
第3号被保険者のパート収入が増えたとき、配偶者が退職したとき、離婚したとき	第3号被保険者 第1号被保険者

7月1日から登録型本人通知制度が始まります

本人通知制度とは

この制度は、不正請求など個人の権利侵害の防止を図ることを目的として、事前に登録することにより、登録者の住民票の写しまたは戸籍謄抄本などの証明書が本人の代理人や第三者に交付された場合に、その交付の事実を郵送により本人に通知する制度です。

- ※代理人・第三者とは
  - 委任状により代理人となった人
  - 自己の権利を行使する人（債権者・相続人等）
  - 弁護士・司法書士などの特定事務受任者
- 本人通知の対象となる証明書
  - ①住民票の写し（除住民票を含む）
  - ②戸籍謄抄本（除籍を含む）
  - ③戸籍の附票の写し（除附票を含む）
- 本人通知の記載事項
  - 代理人や第三者に証明書を交付した場合の通知内容は次の4項目です。
  - ①交付年月日
  - ②交付証明書の種別
  - ③交付枚数
  - ④交付請求者の種別

本人通知制度を利用するには

事前に本人通知制度の登録が必要です。「本人通知制度事前登録申込書」を提出してください。登録日は申込書を受け付けた日で、登録完了日以降に交付した証明書が通知の対象となります。なお、直接窓口にとられない場合は「郵送による申込」も可能です。

**対象者**

- ①市の住民基本台帳に記載されている人（除かれた人を含む）
- ②市の戸籍に記載されている人（除かれた人を含む）

**期間**

登録日から3年で自動的に終了となります。引き続き本人通知制度の利用を希望される人は、更新の手続きが必要です。

**申し込み（市民課のみ）**

午前8時30分～午後5時15分  
（土・日・祝日、年末年始を除く）

※運転免許証、旅券など本人であることが確認できるものをお持ちください。

▼問い合わせ 市民課 ☎73・3005

高規格救急車が新しくなりました

三観広域北消防署第三分署に配置している高規格救急車を更新しました。処置スペースが広く、防振ベッド、心電図や血圧を常時観察する患者監視装置、AED、人工呼吸器などの高度救命処置用資機材を備えています。



救急出動件数が年々増加しています。一人ひとりの大切な生命を救うため、救急車の適正な利用をお願いします。

▼三観広域消防本部 ☎24・0119

○免除制度などをご利用ください

平成24年度国民年金の第1号被保険者の保険料は、月額14,980円です。国民年金の保険料を納めることが経済的に困難なときには、市または年金事務所にて保険料納付が免除または猶予される免除制度や学生納付特例制度の手続きを行うことにより、保険料の未納を防止できます。

▼問い合わせ  
市民課 ☎73・3005  
善通寺年金事務所 ☎0877・62・1660  
「ねんきんダイヤル」 ☎0570・05・1165

年金相談を開設します

全国社会保険労務士会連合会運営の「街角の年金相談センター高松（オフィス）」では、社会保険労務士による年金相談所を開設します。相談料は無料で、申請等の手続きもできます。

日時 6月13日（水）午前10時～午後3時  
場所 三豊市役所西館  
持参品 年金手帳、年金証書、振込通知書などのほか、相談者本人であることが確認できるもの。  
※代理の人がこられる際は、委任状および依頼を受けた本人であることが確認できるものが必要。  
▼問い合わせ  
街角の年金相談センター高松（オフィス） ☎087・811・6020  
※電話による年金相談は受け付けていません。

じんけん探訪22

身元調査お断り！

「しなうー」「はせなうー」「許やなうー」戸籍謄本等不正取得による身元調査が問題になっています。同和問題は、「ある地域で生まれた」ことを理由に、結婚を反対されたり、就職や日常生活の上でさまざまな差別をうけているという重大な人権問題です。県では、「香川県部落差別事象の発生の防止に関する条例」を平成8年7月1日から施行し、「県民や事業者は、特定の個人の結婚や就職に際して、身元調査をしたり調査の依頼や受託する行為、そのほか調査に協力するなどの部落差別事象の発生につながるおそれのある行為」を禁止するよう定めています。

身元調査は、同和地区だけの問題ではなく誰の身にも起こり得ることです。差別に深くかかわりのある身元調査は、「しない・させない・許さない！」という毅然とした態度や行動をとることが大切です。一人ひとりの人権が尊重される明るい社会を築きましょう。

大きな節目となる20年目に向けての更なる前進を目指して

高三人研総会が4月10日に市内で開催されました。高三人研は今年で19年目を迎え、総会では岩田委員長が「地域に根ざした人権・同和教育のさらなる深まりを目指し、研修に励み、取り組みを充実させていきたい。」と決意を述べました。



▼問い合わせ 人権課 ☎73・3008